

# 多摩市教育委員会交際費支出基準

平成28年12月1日制定  
令和7年4月1日改正

## 1 本基準の目的

本基準は、多摩市教育長又は教育長の委任を受けた多摩市教育委員会職員が教育行政執行上の対外的活動において、相手方に対する相応の儀礼行為を行い、又は多摩市教育委員会を代表し外部と円滑な交際を行う上で有益と認められる場合に支出する教育委員会交際費を、適正かつ円滑に執行するために定める。

## 2 交際費の額

教育委員会交際費の額は、毎年度、予算で定める。

## 3 支出基準

教育委員会交際費は、次に該当する場合に支出することができる。支出にあたっては、内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限度の金額となるよう常に努めなければならない。また、市及び他の行政委員会等との関連に留意し、適正に執行するものとする。

### (1) 祝金

各種団体の周年記念事業、施設開所記念事業等、全国大会等への出場祝い等その他多摩市教育委員会を代表して祝意を表す必要がある行事等

5,000円～10,000円

ただし、行事の規模及び参加人数等により調整することができる。行政関係団体（国、東京都、東京都内区市町村、多摩市出捐団体等）が主催者の場合は支出しない。

### (2) 寸志

各種団体の懇親会、懇談会、交流会、反省会、賀詞交歓会、新年会、名刺交換会等で飲食を伴うもの

5,000円～10,000円

ただし、行事の規模及び参加人数等により調整することができる。行政関係団体（国、東京都、東京都内区市町村、多摩市出捐団体等）が主催者の場合は支出しない。

### (3) 傷病見舞金

市議会議員、市長、行政委員会委員、教育委員会各委員会委員その他市行政関係役職者等が2週間以上入院した場合の見舞金

10,000円以内

ただし、同一傷病につき1回とする。

(4)弔慰金

別表の基準により、支出する。

(5)来賓等賄い

茶菓子代等 実費

(6)参加負担金

会費、参加費、負担金、贊助金等 実費

(7)その他

①行政視察等手土産代 3,000円以内（税、送料除く。）

ただし、東京都内の自治体を除く。

②公用名刺印刷代 実費

③その他特に教育長が必要と認めたもの 実費

#### 4 附 則

(1)本基準は、平成28年12月1日より施行する。

(2)本基準の施行に伴い、平成15年11月1日に施行した「教育委員会交際費支出内規」は、これを廃止する。

附 則（令和7年4月1日改正）

この基準は、令和7年4月1日より施行する。

〈別表〉

区分		弔慰金等（千円）		
		生花又は10	生花又は5	5
市長・副市長・教育長	現	本人	—	—
	前・元	本人	—	—
一般職員	現	本人 多摩市交際費と重複して支出することはできない	—	—
	前・元	—	配偶者・家族	—
教育委員	現	本人	配偶者・家族	—
	前・元	—	本人	—
市議会議員	現	本人	—	配偶者・家族
	前・元	—	—	本人
教育委員会各委員会委員	現	本人	—	配偶者
	前・元	—	—	本人
行政委員会委員 (教育委員を除く)	現	本人	—	配偶者
学校教職員 (校長・副校長・教諭・都事務・非常勤教員・都支援員等)	現	本人 生花は副校長以上のみ	—	—
校医・薬剤師	現	本人	—	配偶者
関係市・官庁関係	現	本人 特別職又は一般の現職で特に必要と認めた場合のみ	—	—
児童・生徒	現	本人 原則10,000円 ただし、学校管理下での事故の場合は、教育委員会の責任の度合いに応じて上限30,000円までの間でその都度判断する。		
その他教育長が特に必要と認めたもの				

備考

- 1 「家族」とは、一親等血族又は同居の一親等姻族をいう。
- 2 「弔慰金等」欄のうち、「生花又は10（千円）」又は「生花又は5（千円）」に該当する場合については、生花を優先する。ただし、生花の対応ができない場合、生花の対応が適切でない場合等は、表中の該当する額の弔慰金を支出することができるものとする。
- 3 「生花」については、実勢価格の生花又は花輪とする。
- 4 兼職等の取扱いは、以下のとおりとする。
  - (1) 特別職が他の公務を兼ねている場合は、特別職として取り扱うこと。
  - (2) 市議会議員が他の公職を兼ねている場合は、特別職として取り扱うこと。
  - (3) 職員が他の公職を兼ねている場合は、職員として取り扱うこと。
  - (4) 再任用職員及び会計年度任用職員については、職員に準じて取り扱うこと。
  - (5) 自治功労表彰者の場合は、多摩市表彰条例施行規則に基づく弔慰金、花輪等の贈呈があるため、教育委員会交際費からは支出しないこと。